利用者（被保険者）

↓

申請書の提出
（春日部市役所介護保険課及び庄和総合支所健康保険課）

↓

主治医意見書

市からの依頼により、心身の状態について、「かかりつけ医」が意見書を作成します。

訪問調査

心身の状況を調べるために、本人と家族等へ聞き取り調査のため市職員等が伺います。

↓

一次判定（コンピュータ判定）
主治医の意見書と調査票をコンピュータ分析し、要介護状態区分を導き出します。

↓

保健・医療・福祉に関する専門家５人程度で構成される
介護認定審査会による二次判定
介護を必要とする度合（要介護状態区分）が認定されます。

↓

認定結果通知（ご自宅へ郵送されます）

↓

自立 → 地域包括支援センター → 介護保険のサービスは受けられませんが、市が行う介護予防事業を利用できます。

要支援　１・２ → 地域包括支援センター → 介護予防サービス計画の作成 → 介護予防サービスを利用

要介護１～５ → 居宅介護支援事業者 → 介護サービス計画の作成 → 介護給付サービスを利用

↓

不服申し立て
（介護保険審査会）

更新
認定には有効期間があります。有効期間満了６０日前に、「更新のお知らせ」を郵送いたしますので、引き続きサービスを利用したい場合は更新申請をしてください。